

結核定期健康診断 よくある質問 Q&A

(提出期限)

Q1. 提出期限に間に合わない場合はどうすればいいですか？

→A1. 健診結果が未到着等の理由で、提出期限（2/28）に間に合わない場合は以下のとおり報告をお願いします。

- ・把握している情報を基に作成し、2/28 までにご報告ください。
- ・健診結果が到着次第、追加情報を合算し速やかに再度ご報告ください。

(報告対象)

Q2. パートやアルバイトの職員は報告対象になりますか？

→A2 常勤、パート、派遣等、雇用形態及び年齢を問わず、従事している者は全員対象になります。（感染症法第 53 条の 2 に「それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者」が対象とある）また、派遣労働者等からは、派遣元で実施した健診結果の写しを提出してもらい、対象者数としてカウントします。

Q3. 雇い入れる前に、すでに健康診断を受けた職員も実施しなければならないのですか？

→A3 すでに、職員が他の事業所や住民健診、他院等により健康診断を受診した場合は、改めて実施する必要はありません。本人から、健康診断の結果の写しを提出してもらいます。その結果内容を確認の上、対象者数としてカウントします。

Q4. 中途採用で入社時に健康診断を受診したため、当事業所が実施した健康診断を受けていない職員がいます。この場合は「未受診」となりますか？

→A4. 未受診とはならず、入社時に受診した健康診断の結果を反映させてください。

Q5. 退職した方は報告に含めますか？

→A5. 退職した方は対象者数に含めて、未受診者の欄に人数と理由（退職）を記載して報告をお願いします。

(受診関係)

Q6. 職員が少なく、健康診断の受診は個人に任せています。市町村での住民健診や人間ドック、かかりつけ医院での結果を記入してもいいですか？

→A6. 本来、事業所が実施するものですが、結核定期健康診断以外に、人間ドック等健康診断と称さない健診でも、年度内にエックス線検査を実施し、かつその健康診断の内容を記載した健診結果、診断書又は証明書等を本人が事業所に提出した場合は、結核定期健康診断とみなし、対象者数にそれぞれ含めます。

※健康診断の受診は個人任せにせず、実施や受診勧奨を積極的に行ってください。

Q7. 仕事の都合、都合がつかない、特に何の症状もない、その他予約が取れなかった等の理由で受診できない場合はどうすればよいですか？

→A7. 受診できない理由にはなりません。

上記の理由等の場合、早めに予約を取るなど工夫・調整し、症状の有無に関わらず確実に受診してください。

※妊娠中、その他受診出来ない根拠理由がある場合は、報告書様式にある、未受診理由欄へ理由を記載します。

(報告理由)

Q8. 何のために報告するのですか？

→A8. 結核の早期発見及び二次感染を防ぐ為です。

定期的に（年に一回）健康診断を行うことにより、結核の早期発見、早期治療につなげることを目的としています。※職種により、年に2回実施する方もいらっしゃいますが、感染症法では、1回分の報告でよいこととなっています。

(法的根拠等)

Q9. 法的に提出する義務はありますか？

→A9. 感染症法第53条の7に「保健所長を経由して都道府県知事に報告」する義務について記載されています。

Q10. 事業者が健康診断を実施しなかった場合、罰則規定はありますか？

→A10 感染症法には罰則規定はありませんが、実施は事業者の義務です。

また、労働者を雇う事業者として、労働安全衛生法にて罰則規定があります。

(法120条 50万円以下の罰金)

※労働安全衛生法の詳細については、労働基準監督署等へお問い合わせください。